

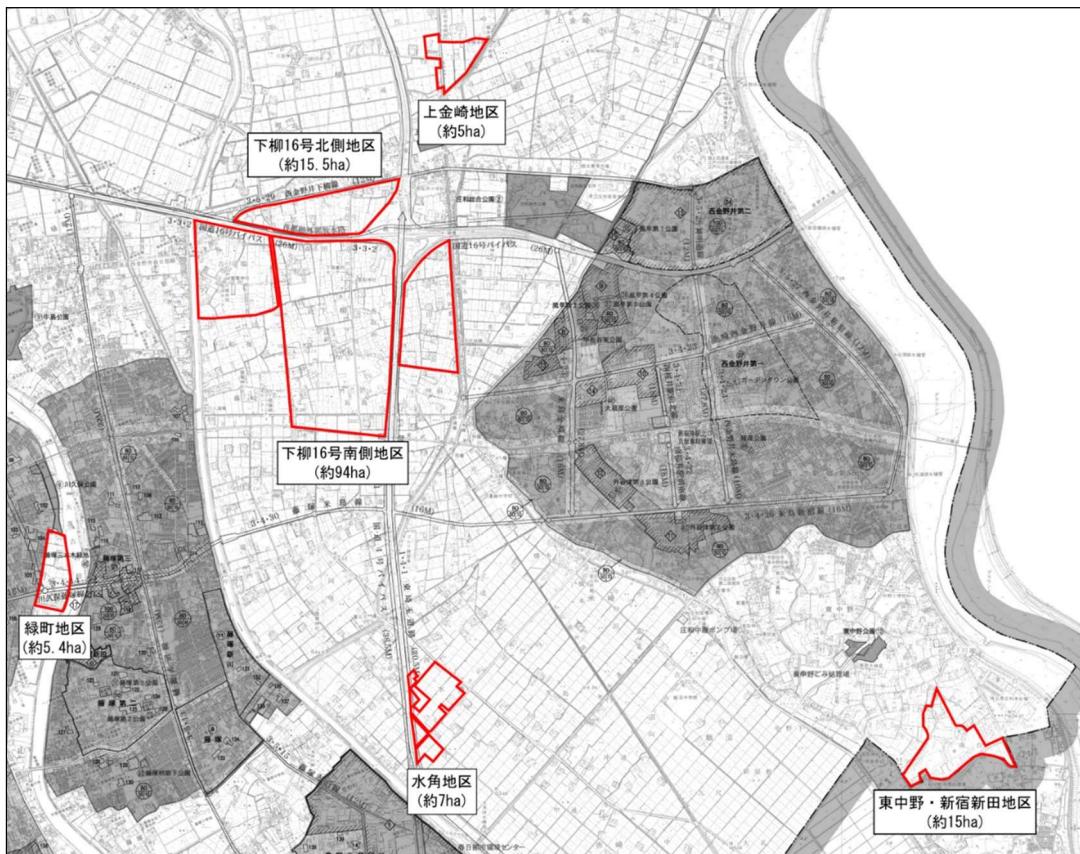
企業立地に対する支援

春日部市では、市内の適用地域について、工場等を新設する者に対して、奨励金を交付しています。

■ 適用地域

1. 都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 34 条第 10 号
2. 春日部市開発事業の手続及び基準に関する条例（平成 24 年条例第 37 号）第 50 条第 1 項第 1 号による土地の区域
(下柳 16 号南側地区、下柳 16 号北側地区、水角地区、東中野・新宿新田地区、上金崎地区、緑町地区ほか)

【 参考図 】



■ 敷地面積

1,000 平方メートル以上であること

■ 延床面積

300平方メートル以上であること

■ 常時雇用従業員

常時雇用従業員数が10人以上又は市内に住所を有する常時雇用従業員数が5人以上であること

■ 対象の建築物の用途

適用地域において指定された予定建築物の用途に適合する施設

対象地区	予定建築物の用途	奨励金対象経費	奨励金の額		
下柳16号 南側地区	流通業務施設（注1）、工業施設（注2）及び商業施設（注3）	固定資産税 相当額	固定資産税 操業開始日以降 第1年度 10/10以内 第2年度 9/10以内 第3年度 8/10以内		
下柳16号 北側地区	流通業務施設（注1）				
水角地区	流通業務施設（注1）及び工業施設（注2）				
東中野・ 新宿新田地区	流通業務施設（注1）及び工業施設（注2）				
上金崎地区	日本標準産業分類（総務省編集）において、金融、保険業のうち銀行業、協同組織金融業、郵便貯金取扱機関、政府関係金融機関に限る事務所、飲食店のうち一般飲食店、サービス業のうち浴場業（建築基準法別表第二（る）項下欄に掲げる建築物を除く）に分類される業種の施設				
緑町地区	建築基準法別表二（ハ）項下欄に掲げる建築物以外の建築物 ただし、建築基準法別表第二（ろ）項下欄、（ほ）項下欄第二号に掲げるものの（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第二条第一項第五号に掲げる施設を除く）、葬祭場等（ペット火葬場及びペット霊園に供する施設を含む）、ホテル、旅館、産業廃棄物処理施設を除く。				
道路沿道地区	流通業務施設（注4）、工業施設（注5）及び商業施設（注6）				
【立地基準】					
(注1) 流通業務施設					
建築基準法別表第二（る）項下欄に掲げる建築物以外の建築物のうち、日本標準産業分類（総務省編集）において、次のイ及びロの分類に属する倉庫、事業所並びに荷さばき場並びにハ、ニ及びホの分類に属する倉庫並びに荷さばき場					
イ. 大分類H-運輸業、郵便業のうち、中分類4 4 「道路貨物運送業」、中分類4 7 「倉庫業」、 中分類4 8 「運輸に附帯するサービス業」、中分類4 9 「郵便業（信書便事業を含む）」					
ロ. 大分類I-卸売業、小売業のうち、中分類5 0 「各種商品卸売業」から中分類5 5 「その他の卸売業」まで					
ハ. 大分類E-製造業					
二. 大分類I-卸売業、小売業のうち、中分類5 6 「各種商品小売業」から中分類6 1 「無店舗小売業」まで					
ホ. 大分類M-宿泊業、飲食サービス業のうち、中分類7 7 「持ち帰り・配達飲食サービス業」					
(注2) 工業施設					
建築基準法別表第二（る）項下欄に掲げる建築物以外の建築物のうち、日本標準産業分類（総務省編集）において、次のイの分類に属する工場、倉庫及び事業所並びにロの分類に属する事業所（店舗併用を含む）					
イ. 大分類D-建設業、大分類E-製造業、大分類G-情報通信業					
ロ. 大分類R-サービス業（他に分類されないもの）のうち、中分類8 9 「自動車整備業」					
(注3) 商業施設					
日本標準産業分類（総務省編集）において、卸売・小売業（大規模小売店舗立地法における店舗に限る）、サービス業のうち娯楽業（競輪、競馬等の競走場、競技団及び遊技場並びにその他娯楽業に掲げる建築物に該当するものを除く）に分類される業種の施設及び大規模小売店舗立地法における店舗に分類される業種の施設 (いざれも建築基準法別表第二（る）項下欄及び（か）項下欄に掲げる建築物に該当するものを除く)					
(注4) 流通業務施設					

建築基準法別表第二（と）項に掲げる建築物以外の建築物のうち、倉庫及び荷捌き場

（注5）工業施設

建築基準法別表第二（と）項に掲げる建築物以外の建築物のうち、工場

（注6）商業施設

建築基準法別表第二（ヘ）項に掲げる建築物以外の建築物のうち、小売業の店舗（大規模小売店舗立地法第2条第1項で規定する店舗面積の合計が3,000m²未満のものに限る。）、飲食店並びに小売業の店舗及び飲食店の用途のみを併せ有する施設の用途のいずれかに該当するもの（当該用途に供する部分の床面積の合計が10,000m²以下のものに限る。）

【技術基準】

（注7）接続先道路、開発道路及び取り付け道路については、政令第25条第2号及び同令第4号の本文を適用する（開発行為に該当するものすべて適用）

お問い合わせ

商工振興課 企業誘致担当 電話番号 048-797-8029

春日部市中小企業退職金共済掛金補助制度

この制度は、市内中小企業で働く従業員(パートタイマーを含む)の福祉の増進と雇用の安定のため、「中小企業退職金共済」や「春日部商工会議所特定退職金共済」に新規加入した従業員を有する事業主に対し、共済掛金の一部を補助するものです。

対象事業所

- 市内に事業所を有し、1年以上事業を継続しているもの
- 常時雇用する従業員の数が100人以下のもの(卸売・小売業又はサービス業を主たる事業とする場合は20人以下のもの)
- 納期の到来した市税を完納しているもの

※以上のすべてに該当する事業所が対象となります。

申請の方法など

申請時期…毎年1月頃

提出書類…(1) 退職金共済掛金の補助金交付申請書

(2) 前年12月の共済掛金の払込がわかるもの

(3) 同意書 (4) 振込口座の通帳のコピー(新規に申請する方、前年度の申請から振込先に変更がある方のみ)

補助金額

- 退職金共済制度に新規加入した従業員(パートタイマーを含む)1人あたり、1ヶ月の掛金2,000円を限度として、その掛金の10%(最高200円)を3年間補助します。
- 補助金は、交付申請書の審査後、3月末に取引銀行の指定口座へ振り込みます。

お問い合わせ

商工振興課 商工振興担当 電話番号 048-797-8029

中小企業退職金共済制度のお問い合わせ

中小企業退職金共済事業本部 電話番号 03-6907-1234

特定退職金共済制度のお問い合わせ

春日部商工会議所 電話番号 048-763-1122